

# 令和7年 春の墨田区交通安全運動 実施計画

墨田区	1
警視庁本所・向島警察署	9
東京消防庁本所・向島消防署	12
国土交通省東京国道事務所	13
東京都第五建設事務所	14
東京都交通局江東自動車営業所	15
京成バス株式会社奥戸営業所	16
東日本旅客鉄道株式会社錦糸町営業統括センター	17
東武鉄道株式会社とうきょうスカイツリー駅	18
京成電鉄株式会社押上駅	19



墨田区交通安全対策協議会

実 施 事 項	内 容
1 会議の開催	<p>(1) 3月17日（月）に墨田区交通安全対策協議会幹事会を開催し、令和7年春の墨田区交通安全運動実施要領、同実施計画を審議する。</p> <p>(2) 3月21日（金）に墨田区交通安全対策協議会を開催し、令和7年春の墨田区交通安全運動実施要領、同実施計画を審議、決定する。</p>
2 広報活動	<p>(1) 町会・自治会、保育園、幼稚園、小・中学校、区の施設等に対して交通安全運動ポスターを配付し運動を周知する。</p> <p>(2) 区役所庁舎に「交通安全運動実施中」の懸垂幕を掲出するほか、区広報車、青色防犯パトロールカーにより街頭宣伝活動を実施する。</p> <p>(3) 墨田区ホームページ、区報、ケーブルTV等を活用した広報活動を実施する。</p>
3 交通安全意識の普及啓発	<p>(1) 区立小学校4年生を対象に交通安全教室を実施し、参加者へ反射材付き広角リストバンドを配付する。</p> <p>(2) 東京都及び警察署と連携して自転車の利用者に対して、自転車安全利用についての啓発活動を行う。</p> <p>(3) 警察署及び鉄道事業者と連携し、駅周辺放置自転車追放キャンペーンを実施する。</p> <p>(4) 自転車乗車時のヘルメット着用・自転車の損害賠償保険加入の啓発活動を行う。</p>
4 交通安全施設等の点検及び整備	<p>(1) 標識の損傷の有無及び汚れ状況の確認</p> <p>(2) ガードレールの損傷の有無及び汚れ状況の確認</p> <p>(3) 反射鏡の損傷の有無及び汚れ状況の確認</p> <p>(4) 交差点付近の視距を遮る物の有無</p> <p>(5) (1)～(4)を点検後、必要により整備を行う。</p> <p>墨田区全域 4月6日（日）～4月15日（火）</p>
5 道路損傷箇所の点検及び補修	<p>危険箇所の点検と危険防止の措置</p> <p>(1) 道路のパトロール・点検（歩道の落込・陥没、縁石・側溝・柵蓋等の破損）</p> <p>(2) (1)の点検後、損傷箇所の補修を行う。</p> <p>墨田区全域 4月6日（日）～4月15日（火）</p>
6 道路上工事現場の点検及び指導監督	<p>(1) 交通事故防止のための保安対策</p> <p>(2) 現場内の資機材等の整理・整頓</p> <p>(3) (1)、(2)の実施期間・実施工事・実施箇所</p> <p>令和7年4月6日～令和7年4月15日</p> <p>新辻橋撤去道路築造工事（その3）</p> <p>墨田区江東橋一丁目2番先まで</p>

実 施 事 項	内 容
7 道路占用工事現場の点検及び指導監督	<p>(1) 沿道工事及び建築工事等に伴う道路損傷について点検を強化し、適正施工点検を行う。 墨田区管内 4月7日（月）～4月15日（火）</p> <p>(2) 占用工事現場の埋戻し、覆工等の適正施工について指導を強化する。 墨田区管内 4月8日（火）、4月15日（火）</p>
8 道路不正使用の是正指導及び違法掲出広告物の除去	<p>(1) 道路上における商品置場・足場・自動販売機等の適正使用を指導する。</p> <p>(2) 道路上に不法掲出されている看板を除去し、道路の美化及び交通の安全を図る。 道路不正使用の是正取締 4月11日（金） 本所地区</p>
9 職員に対する啓発・周知	<p>区職員に対して、文書により交通安全運動の周知と交通安全マナーの普及を図る。</p>

実 施 事 項	内 容
1 墨田区のお知らせによる啓発	墨田区のお知らせ「すみだ」4月1日号に、春の交通安全運動の記事を2～4面のいずれかに掲載する予定である。
2 ケーブルTVの区政情報提供番組等による啓発	区民への交通安全意識の啓発を、ケーブルTVの区政情報提供番組の「区からのお知らせ」としてキャスターから情報提供を行う予定である。 放送週 : 4月第1週（4月1日～4月5日） 再放送週 : 4月第2週（4月6日～4月12日）

実 施 事 項	内 容
交通安全教室の実施コミュニティ会館3館	<p>来館者、学童クラブ利用者等に対して、交通安全教室等啓発の機会を設ける。</p> <p>(1) 梅若橋コミュニティ会館</p> <p>ア 日 時 5月上旬～中旬</p> <p>イ 内 容 交通安全に関するクイズ</p> <p>ウ 対 象 幼児親子・小学生</p> <p>(2) 東駒形コミュニティ会館</p> <p>ア 日 時 4月中旬</p> <p>イ 内 容 本所警察署による交通安全教室</p> <p>ウ 対 象 小学生低学年</p> <p>(3) 横川コミュニティ会館</p> <p>ア 日 時 4月2日(水)</p> <p>イ 内 容 本所警察署による交通安全教室</p> <p>ウ 対 象 小学生低学年</p>

実 施 事 項	内 容
<p>1 交通安全教育の啓発 推進</p> <p>2 老人クラブとの協働 による地域の高齢者の 交通安全の啓発</p>	<p>(1) すみだふれあいセンター福祉作業所</p> <p>ア 朝礼時及び終業時に交通安全運動の趣旨や、通所に際しての注意すべき交通ルールを、利用者に呼びかける。</p> <p>イ 各保護者に対して通所時の事故防止について協力を呼びかける。</p> <p>(2) すみだ障害者就労支援総合センター</p> <p>就労移行支援施設の利用者へ、事業等実施委託業者を通じて交通安全運動の実施を周知するとともに、交通に関して注意する事項や守るべきルール等を利用者と再確認する。</p> <p>(3) 高齢運転者に対する周知活動</p> <p>運転免許証自主返納及び運転経歴証明書申請の手続きの案内チラシを窓口に設置し、高齢運転者に制度等の周知を行う。</p> <p>墨田区老人クラブ連合会や各老人クラブに対して、加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などを啓発するとともに、運転免許証の自主返納を呼びかけ、高齢運転者の交通事故防止を図る。</p>

実 施 事 項	内 容
<p>1 交通安全運動と交通安全教室 (区立保育園27園)</p>	<p>(1) 保育園から園児の保護者へ配付する「保育園だより」に交通安全運動の趣旨を掲載し、本運動の普及・啓発を図る。 ※ 対 象 27園 約2,000世帯</p> <p>(2) 保育園の園庭、ホール、交通公園等を利用した交通安全教室を実施し、園児の交通安全に対する知識の普及、実践に努める。 ※ 対 象 27園 約2,000名 (拠点方式と単独園方式で実施)</p> <p>(3) 保育園の散歩方法について、警察署へ園児及び職員に対する指導を要請する。</p>
<p>2 交通安全運動のPR (区立児童館11館)</p>	<p>(1) 児童館から、利用者及び区民(町会、学校等)へ配付している「児童館の行事のお知らせ」に、交通安全の標語、運動の趣旨について掲載する。</p> <p>(2) 児童館の掲示板にポスター、ぬり絵などを掲示する。</p> <p>(3) 来館者、学童クラブ利用児童に対して、交通安全に関するビデオ上映会等の交通安全行事を実施する。</p> <p>(4) 学童クラブ利用児童に対し、交通安全に関する注意喚起を行う。</p>

実 施 事 項	内 容
1 情報配信	すみだ安全安心メールにおいて、交通安全を呼びかける情報を配信する。
2 パトロール	<p>青色防犯パトロールカーによる警戒を強化する。</p> <p>当該車については、毎日2台が区内を巡回(時間帯：1台は午前9時～午後5時、他の1台は午後5時～午前2時)し、防犯や交通安全の見守り活動等を実施している。交通安全運動期間中においては、車搭載スピーカーによる交通安全啓発を行うとともに、下校時の児童・生徒の通学路の安全確認に一層配慮する。</p>
3 関係機関との連携	<p>警察署等との連携を図る。</p> <p>青色防犯パトロールカーは毎日警察署（本所署・向島署）と、交通安全に係る最新情報等を共有した上で、巡回パトロールを実施する。</p>
4 「墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例」	<p>警察署等との連携による条例周知</p> <p>「墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例」について「令和7年春の墨田区交通安全運動」の場を通じて、警察署等と連携して区民等へ条例の周知・啓発を実施する。</p>

実 施 事 項	内 容
1 広報活動の推進	<p>会議の開催</p> <p>校長会等において、交通安全運動の推進について周知徹底を図る。</p>
2 交通安全教育・指導 推進	<p>(1) 交通安全指導員の派遣（通年事業）</p> <p>幼稚園及び小・中学校で行う交通安全教室（自転車教室含む）に交通安全指導員を派遣し、交通安全教育の充実を図る。</p> <p>(2) 見守り活動の強化</p> <p>下校時のパトロールを行い、見守り活動を強化するとともに、適宜指導を行うことで、児童・生徒の意識啓発を図る。</p>
3 各学校実施事項	<p>(1) 交通安全講話 朝礼等集会時における全校児童・生徒を対象とした指導</p> <p>(2) 学級での指導 学級単位の指導</p> <p>(3) 交通安全教室 警察署・交通安全指導員等による指導</p> <p>(4) 通学路の安全点検</p> <p>(5) 登下校時の指導・パトロール等見守り活動の強化</p> <p>(6) ポスター・標語の作成、掲出・校内放送によるPR等意識啓発</p>
4 その他	<p>「子ども学校安全ボランティア」の募集（通年事業）</p> <p>登下校時の児童の安全への取組みを更に充実するため、登下校時のパトロールや見守り活動、あいさつ運動等について、保護者を含めた多くの区民の協力を得るため、学校単位でボランティアを募集している。</p> <p>区公式ホームページ等も活用し、ボランティア募集について周知を図る。</p>

実 施 事 項	内 容
1 広報啓発活動及び交通安全教育	<p>(1) 警察施設、各町会、事務所、横断歩道等に「全国交通安全運動実施中」の懸垂幕、立て看板等を掲出して交通安全運動の普及・浸透を図る。</p> <p>(2) テレビ、新聞、ラジオ、SNS、広報誌（紙）、街頭や店舗に設置するデジタルサイネージ等、あらゆる情報メディアを活用して広報啓発活動を展開し、都民の交通安全意識の向上を図る。</p> <p>(3) 運転者に対して、横断歩道直前での減速義務と、横断歩道における歩行者優先義務の認識を徹底するとともに、歩行者の側方を通過する場合には歩行者との間に安全な間隔を保ち、又は徐行をするなどの思いやりのある運転を実践するような広報啓発活動を推進する。</p> <p>(4) 歩行中又は自転車乗用中に信号無視や禁止場所横断等の交通違反をするなど、交通上危険が認められるヒヤリ高齢者及びヒヤリ歩行者（中学生以下の子供及び自転車乗用中を除く）を発見した場合は、「交通安全指導カード」を交付してタイムリーな指導警告を行う。</p> <p>(5) 警察署交通課、交通総務課交通相談コーナー、各運転免許試験場等を高齢運転者相談窓口とし、高齢運転者やその家族の相談に対し、高齢運転者の加齢に伴う身体機能の変化を踏まえた安全運転の継続に必要な助言・指導を行い、併せて運転免許自主返納制度や自主返納後の生活支援、地域包括支援センター等の行政窓口の周知を図る。</p> <p>(6) 薄暮時間帯や夜間の交通事故抑止のため、歩行者及び自転車利用者に対する反射材用品や LED ライト等の着用の呼びかけ、「トワイライト・オン運動」を推進するとともに、路上寝込み等を早期に発見するため、対向車や歩行者がいない状況におけるハイビームの使用について広報啓発活動を推進する。</p> <p>(7) 飲酒運転の禁止はすべての車両（自転車や特定小型原動機付自転車も含む）が対象であることを周知徹底するため、酒類小売店舗及び酒類提供飲食店等に対して、交通安全情報や飲酒運転をさせないためのマニュアルを活用した来店客対応を求めるなど、飲酒運転の抑止を図る。</p> <p>(8) 昨年11月に施行された道路交通法の一部を改正する法律の規定（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）を踏まえ、自転車利用者に対する各種キャンペーンや広報啓発活動を通じ、危険性・迷惑性が高い行為の防止を図る。</p> <p>(9) 自転車利用者に対しては、各種警察活動を通じて、自転車は車両との認識を持たせ、「自転車安全利用五則」を始めとする様々な交通ルールを遵守させるとともに、自転車の交通事故のうち3割強が出合い頭事故であり、その主な原因である信号無視と一時不停止が重大交通事故に発展しやすいことから、「赤信号と一時停止場所は必ず止まる」をキーワードとした重点的な広報啓発活動等を推進する。</p> <p>(10) 自転車用ヘルメットの着用促進については、都内における自転車乗用中の交通事故死者の約64%が頭部損傷が原因となっていること、ヘルメット非着用時の致死率が着用時と比べて高いことを周知し、ヘルメットの被害軽減効果を具体的に説明して着用を促進する。</p> <p>また、自治体でヘルメット購入助成事業を実施している場合は、自治体との</p>

実 施 事 項	内 容
2 関係機関・団体等との連携の強化	<p>連携を密にし、各種活動を通じて、ヘルメットを着用していない自転車利用者に対して同事業の周知と活用を促す。</p> <p>(11) 自転車等を利用する宅配事業者やデリバリーサービスを活用している飲食店等に対しては、各種情報発信を行って交通安全の取組への協力を依頼するとともに、昼間帯や夕食時など自転車配達員が多く活動する時間帯に絞った街頭指導を実施する。</p> <p>(12) 特定小型原動機付自転車の利用者に対しては、信号遵守や車道通行等の基本的な交通ルールについて、ウェブサイト、SNS などの各種媒体を活用した情報発信を行うとともに、販売事業者、シェアリング事業者、関係機関・団体と連携した広報啓発を推進する。</p> <p>また、違反者の多くが20歳代、30歳代であることから、大学生等の若年層に対する交通安全教室を実施するなど、効果的な広報啓発を推進する。</p> <p>(13) 特定小型原動機付自転車は、ヘルメットの着用が努力義務であることから、頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について広報啓発を行うなどし、ヘルメット着用を促進する。</p> <p>(14) 特定小型原動機付自転車の販売事業者等は、購入者等に対し、交通安全教育を行う努力義務が課せられていることから、事業者等による交通安全教育が適切に行われるように指導助言を行う。</p> <p>(15) ペダル付き電動バイクは一般原付以上の車両に区分され、原動機を用いず、ペダルのみを用いて走行させている場合でも、運転には運転免許やナンバープレートの取付等が必要であること、歩道通行が禁止されていること等について、各種キャンペーンやSNS を通じた情報発信により広報啓発を行うほか、販売店への指導を行い、交通ルールの周知を図る。</p> <p>(16) 二輪車ストップ作戦等の街頭活動を通じ、ヘルメットのあごひもの確実な結着や胸部プロテクターの有効性に加え、速度超過は重大交通事故につながりやすいこと、単独事故や右直事故が多いといった二輪車交通事故の特徴等について広報啓発活動を推進する。</p> <p>(17) 二輪車利用者の情報交換の場となっている二輪車販売店等に対し、二輪車の事故情勢や交通安全情報等を提供して、来店する二輪車利用者への安全運転の呼び掛けや当庁や二輪車団体等が開催する二輪車実技教室の紹介を依頼するなど、広報啓発活動を推進する。</p> <p>(1) 自治体、学校、交通安全協会、町内会、自治会、自動車運送事業者、鉄道事業者、交通ボランティア等との連携を強化するとともに、これまで運動に参加したことのない企業・団体等に対しても参加、協力を要請するなど、運動の拡大を図る。</p> <p>(2) 歩行中の年齢別死傷者数が多い小学校低学年を含むこどもの交通事故防止を図るため、交通ボランティア等との協働によるスクールゾーン対策を促進し、「違反させない」環境づくりを推進する。</p> <p>(3) 児童等の安全を確保する「通学路安全運転呼びかけ隊」等の結成に向けた働き掛けのほか、各種モデル企業等の拡大など、既存の交通安全協力団体等の活</p>

施 事 項	内 容
	<p>性化を推進する。</p> <p>(4) 東京交通少年団 BAGS (バッグス) の活動活性化と認知度の向上を図るほか、各種街頭活動を通じてのチラシ配布や小学校における交通安全教育の機会等を活用し、同団への加入促進を図る。</p> <p>(5) 若い世代の交通安全意識の向上を図るため、学校関係者及び会社経営者等への働き掛けにより、中学生、高校生、大学生、若手社会人等の交通ボランティア活動への参加を促進する。</p> <p>(6) 飲酒運転や路上横臥による重大交通事故の発生を防止するため、道路運送事業者等に対する注意喚起を行うとともに、路上横臥者等の発見・通報により、重大交通事故防止に寄与したと認められる場合は、警察署長等から事業者等での謝意の伝達を励行する。</p>

実 施 事 項	内 容
1 広報活動の推進	(1) 墨田区から配布されるポスターを消防署及び消防出張所に掲出し、交通安全意識の啓発を図る。
2 安全教育の推進	<p>交通事故や機器損傷を防止することを目的として、適正な技術管理及び機関員を含めた機器取扱者の技能育成を推進する必要上、東京消防庁装備規定に基づき安全運行管理者等は運転者や乗車員に対し安全教育の実施の手段として、以下5項目の実践をする。</p> <p style="text-align: center;"><b>安全運行管理者等は運転者や乗車員に対し</b></p> <p>(1) 安全運行基本事項に即した、基本に忠実な操作技能の指導育成を実施する。</p> <p>(2) ドライブレコーダーによる交差点の通過要領等における振り返り訓練を実施し、乗車員全員の安全運行への意識の高揚を図る。</p> <p>(3) 「緊急走行時の交通事故防止の10則」の確認を形骸化しない手段を講じた上で年間を通じて実施し、緊急走行時における交通事故防止意識の高揚を図る。</p> <p>(4) 管内交通危険箇所における現地確認を署所ごとに行い共有、徹底を図る。</p> <p>(5) 車両諸元性能を確実に把握し車両特性に応じた運行の実践を図る。</p>
3 安全運転管理	<p>また、安全運転管理項目における実践事項等としては、以下9項目を実践する。</p> <p style="text-align: center;"><b>安全運行管理者等は運転者や乗車員に対し</b></p> <p>(1) 大交替時、運転者の体調及び酒気帯び確認を実施する。</p> <p>(2) 消防車両等の点検整備の徹底を図り、安全運行管理を推進する。</p> <p>(3) 車両運行前に必ず車両周囲を一巡し、乗車員全員が安全確認を実施した後に運行することを周知徹底する。</p> <p>(4) 災害出場及び車両出向時には、運転者及び乗車員全員によるコメントリードライブに努め、事故の未然防止を図る。</p> <p>(5) 災害出場時、赤信号交差点を通過する際は、交差点進入前と交差する車線ごとの確実な一時停止と徐行での通過を徹底する。</p> <p>(6) 業務遂行時に自転車を利用する場合は、ヘルメット等の着用及び法令を遵守させるとともに、車両運行時において、自転車等に対する事故防止の徹底を図る。</p> <p>(7) 交差点通過時における通過要領及び危険箇所等の把握に努め、安全運転に対しての意識を高める。</p> <p>(8) 労務管理（疲労軽減）のため、救急自動車運転者の当務中の交替乗車を推進する。</p> <p>(9) 危険予測を行い、未就学児等の急な飛び出し等に対しての防衛運転による事前の対応を図る。</p>

実 施 事 項	内 容
1 交通安全施設等の点検と整備	<p>(1) 歩行者、自転車利用者の視点から、歩道や立体横断施設等を総合的に点検し、必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 車両の交通事故を防止するために、防護柵、視線誘導標、道路照明、道路標識等の交通安全施設を総合的に点検し、必要な措置を講じる。</p>
2 道路の適正な利用の徹底	<p>(1) 道路、特に歩道上の看板、商品及び自転車の放置等について、道路パトロールを実施し、道路の適正な利用の徹底を図る。</p> <p>(2) 道路上、または道路に接した場所における建設工事に起因する交通事故防止を図るため、道路パトロールを強化し、必要な措置を講じる。</p>
3 交通安全意識の高揚	<p>ポスター、チラシ、道路情報板等により、道路利用者等に交通安全意識の高揚を図る。</p>

実 施 事 項	内 容
1 交通安全施設等の点検整備	<p>(1) 歩行者、自転車利用者、特に子ども、高齢者及び障害者の交通の安全を確保するため、利用者の立場に立って交通安全施設等を総合的に点検し、必要な措置を講ずる。</p> <p>点検項目 ー 誘導用ブロック及びシート、歩道の段差や勾配、街きよ、縁石類、路面の状況、区画線、道路照明、歩道橋、街路樹など</p> <p>(2) 車両の交通事故を防止するため、見通しの悪い道路における交通安全施設等を点検し、必要な措置を講ずる。</p> <p>点検項目 ー 防護柵、道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、障害物表示灯など</p>
2 道路使用の適正化	<p>道路、特に歩道上の看板、商品等による不法占用物件の撤去等については是正指導を行うとともに、道路交通の障害になっている放置自転車等に対し、地元関係者の協力及び関係機関との連携を図り、道路パトロールを強化すること等により、道路の不適正な利用の是正を図る。</p>

実 施 事 項	内 容
1 会議の開催	<p>(1) 交通局全体会議 交通局自動車部が主催する安全対策会議及び運行管理者会議に出席し、全国交通安全運動の主旨や実施事項について確認する。</p> <p>(2) 営業所会議 所長を総括責任者とする「事故防止委員会」を開催し、交通安全運動推進体制を確立し、本運動の主旨徹底及び実施事項について検討する。</p>
2 重点項目	<p>(1) こどもが安全に通行できる横断方法の実施</p> <p>(2) 歩行者優先意識の徹底と、ながら運転等の根絶</p> <p>(3) 二輪車、自転車、電動キックボードとの交通事故防止</p>
3 主な取組事項	<p>(1) 新入学・新学期シーズンを迎え、幼児・児童が、新たに通園・通学といった交通行動に参加することから、こどもの行動特性を周知し安全確保に配慮させる。</p> <p>(2) 横断歩道において周囲の状況に応じて一時停止または徐行するなど、歩行者優先意識を徹底する。</p> <p>(3) 車を運転中に運転以外の行為をすることは、危険を発見することが遅れ、歩行者や他車に追突するなど重大事故につながる行為であるため、ながら運転を根絶し、法令順守と安全運転を心掛ける。</p> <p>(4) 重大事故につながりやすい二輪車、自転車、電動キックボードとの接触事故防止の徹底を図る。 ①歩道から車道への飛び出しを予測する。 ②見通しの悪い交差点や曲がり角での一時停止・徐行を心掛ける。 ③側方間隔を十分に取り、無理な追い越しをしないなど、防衛運転に努めるとともに、大型バスに対する恐怖心に配慮した運転を心掛ける。</p>
4 車両の安全確保	<p>(1) 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施、特にホイールボルト折損による車輪脱落事故や車両火災事故、車体腐食による操舵不能事故等の防止のため、点検整備を徹底する。</p> <p>(2) 車両トラブル発生時の適切な対応方法の周知徹底を図る。</p> <p>(3) 自動車の使用状況に応じた点検整備を整備管理者のもと確実に行う。</p>
5 運動主旨の徹底	<p>(1) あらゆる手段を講じて全職員に本運動の主旨の徹底を図り、事故防止意識の向上に努める。</p> <p>(2) 交通安全運動実施中を示す「立て看板」等を庁舎内外に掲出する。</p> <p>(3) 全職員は期間中「全国交通安全運動実施中」の黄色リボンを着用する。</p>
6 街頭指導等の実施	<p>期間中、管理監督者による早朝点呼立会い及び主要バスターミナルにおいて街頭指導を実施する。</p>

実 施 事 項	内 容
1 会議の開催	(1) 毎月開催している営業所長会議及び次長会議の中で、春の交通安全運動の主旨及び実施細目等の説明を実施。また各営業所については、職員会議を開催し、運行管理者・内勤者に対して主旨説明を実施。
2 重点項目	(1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止 (2) 自転車安全利用の推進 (3) 発進時の確実な車内確認の徹底 (4) 交差点通過時の確実な安全確認の徹底（当社独自）
3 実施項目	(1) 子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の向上を図る為、啓蒙活動の実施と交通弱者に対する保護意識の熟成を図る。 (2) 自転車安全利用五則の徹底 (3) 車内の動静確認とふんわりアクセルで車内事故防止 (4) 交差点右左折時の実践要領の実施
4 実施細目	(1) 子供と高齢者の行動特性を把握し、危険を先読みした予測運転の実施。また公共交通従事者としての自覚をもって5つのあげる運動（止まってあげる、譲ってあげる、待ってあげる、避けてあげる、導いてあげる）の実践。 (2) 自転車通勤者やプライベートも含めた自転車利用時の法令順守を、警視庁の「自転車は車のなかま」等のリーフレットを活用し、自転車安全利用五則を徹底する。またバス運転時には、自転車三原則の実践（自転車をやり過ぎす・間隔をあける・目を離さない）により事故防止に努める。 (3) 発進時は乗客の着座後、+2秒待ち、特に高齢者の動向を見届けて発車する。又、加速時は動揺（G）が掛からないよう、ゆっくりと発進することを徹底していく。 (4) 交差点右左折時の実践要領「左折時は一旦止まり、徐行で通過。右折時は交差点中央で一旦止まり、ショートカットにならないように角度をつけて徐行で通過する」を徹底するとともに、ヒヤリハット映像集を活用し情報共有にも努めていく。
5 社内行事	(1) 経営トップによる出先施設及び各ターミナル巡視の実施 (2) 本社及び営業所による日常点検査察・早朝点呼査察の実施 (3) 本社及び営業所による主要交差点での安全活動の実施 ※墨田区押上駅前交差点に於いて安全活動を実施 (4) 無線を活用した「交通安全運動実施中」についての啓蒙活動を実施

実 施 事 項	内 容
1 広報活動の推進	ポスター掲出のほか、構内放送や発車標の活用により本運動を周知する。
2 社員への啓発	<p>点呼等を活用し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を周知するとともに、交通事故を防止する対策に取り組んでいく。</p> <p>(1) 酒気帯び・薬物使用運転禁止、運転免許証携帯、横断歩道手前での減速、ながら運転等の根絶等、交通ルールの遵守と交通マナーの実践</p> <p>(2) シートベルト（後部座席含む）等の正しい着用と歩行時の反射材着用推進</p> <p>(3) 夕暮れ時における車両ライトの早め点灯の徹底</p> <p>(4) ヘルメット着用等、自転車の交通ルール・マナーの実践</p> <p>お客さまの転落、触車による死傷事故防止に向けて取り組む。</p>
3 お客さまの事故防止	<p>(1) 構内巡回やホーム出場の際は早め出場を励行し、お客さまの転落、触車による死傷事故防止に努める。</p> <p>(2) 放送で歩きスマホおよび駆け込み乗車禁止の注意喚起を実施する。</p> <p>(3) ポスターの掲出を行なう。（「線路内の落し物は駅社員が対応」「歩きスマホによる人との衝突や線路内転落」「黄色い点字ブロックの内側を歩こう」等）</p> <p>(4) 配慮が必要なお客さまやお困りのお客さま等への接客的な声かけや見守りを実施する。</p> <p>(5) 通路の段差や傾斜及び勾配の点検整備</p> <p>(6) 誘導ブロックの点検整備</p>
4 その他の取り組み	千葉支社の指示文書に基づき実施する。

実 施 事 項	内 容
1 会議の開催	管理者会議を開催し、実施計画を検討する。
2 交通安全意識の高揚	<p>(1) 交通安全運動実施要領を駅報で発行し、掲示板に掲出すると共に引継簿を活用し、社員に対して交通安全運動の主旨を周知徹底する。</p> <p>(2) 社員に対して点呼等で交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>(3) 交通安全運動期間中に駅構内に立看板を掲出し、旅客に交通安全運動期間中であることを周知する。</p> <p>(4) 弊社作成の冊子を沿線関係警察署に配付し、踏切巡回やパトロールについての助言及び指導を頂き、事故防止の強化に取り組む。</p>
3 踏切道安全通行の啓発	交通ルールについてのPRを踏切道で行うとともに、自転車・電動キックボード等利用者に対してヘルメット着用の交通指導を行う。
4 旅客負傷事故防止	<p>(1) 列車の進入及び進出時は旅客の行動に注意して、転落、触車等による負傷事故の防止に努める。</p> <p>(2) 旅客の駆け込み乗車に注意して負傷事故の防止に努める。</p> <p>(3) 酔客の行動に注意し、ホームでは状況によって酔客をホーム中程に誘導して事故防止に努める。</p>
5 線路内立入りと歩行の取締り	構内巡回の際は、留置線内に公衆の立入りがいないか確認を行う。
6 放送案内の強化	駅構内の放送設備や旅客用案内表示器を活用し、事故防止と交通安全運動のPRを行う。
7 職員の自家用車等による事故防止	交通ルールの遵守と防衛運転の励行を駅報及び点呼等で周知する。

実 施 事 項	内 容
1 交通安全に対する意識高揚	<p>(1) 点呼時において墨田区交通安全運動の趣旨徹底を図るため、運輸部報及び交通法規の遵守を徹底する。</p> <p>(2) 各マニュアルを再確認し、不安全箇所の発見に努める。</p>
2 踏切事故防止	<p>(1) 全踏切道を点検し、不良箇所の補修及び改善に努める。</p> <p>(2) 踏切道の巡回に努め、不安全行動者に対し、注意を促す。</p> <p>(3) 踏切道に啓発看板を掲げ、利用者に注意喚起を図る。</p> <p>(4) 押上第1号踏切道にて、交通ルールの啓発活動を実施し、置石及び投石防止の注意喚起を図る。</p>
3 旅客負傷事故の防止	<p>(1) 列車に旅客の乗車が完了してから車掌に閉扉合図を送り、扉挟み事故防止に努める。</p> <p>(2) 触車事故、軌道転落事故、駆け込み乗車を防止するため、啓発放送を実施するほか、案内表示スクロールで注意喚起を促し、協力を図る。</p> <p>(3) 軌道転落発見時は、列車非常停止装置を動作させ、事故防止に努める。</p>
4 列車事故の防止	<p>(1) 運転取扱いにおける基本動作の徹底、異常時における安全な運転取扱い（連動扱いの手順及びマニュアルの再確認）及び運行管理の徹底</p>
5 広報活動	<p>(1) 駅事務室出入り口等、お客様の見やすい箇所へ「交通安全運動実施中」のポスターを掲出する。</p> <p>(2) 駅、ホーム等に「踏切事故防止」のポスターの掲出</p> <p>(3) 駅及び列車内にて交通安全運動の啓発放送の実施</p> <p>(4) 近隣沿線小学校の新入学生に対し、下書きを配布し、置石、悪戯による列車妨害防止の指導教育を要請する。</p>
6 職員に対する交通ルール厳守	<p>点呼、職場巡回時において、交通従事員であることを再認識させ、交通ルールを遵守するよう周知徹底を図る。</p>
7 その他の取組み	<p>運輸部報の指示文書に基づき実施する。</p>

**墨田区交通安全対策協議会事務局**

**墨田区都市整備部**

**土木管理課交通安全担当**

**〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20**

**TEL 5608-6203 (直通)**

**FAX 5608-6410**

**e-mail [KOUTSUANZEN@city.sumida.lg.jp](mailto:KOUTSUANZEN@city.sumida.lg.jp)**